「（仮称）下筌・松原揚水発電所新設計画　計画段階環境配慮書」についての知事意見

標記配慮書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、次のとおり意見を述べる。

なお、本事業において熊本県内は土捨場工事等を行う可能性のある範囲を包含するよう設定された事業実施想定区域に含まれているが、環境影響は行政区域によって区分されるものではないことから、本意見には事業全体に係る環境保全上の観点から述べる意見も含まれている。

環境影響評価の実施及び環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成に当たっては、以下の事項にについて十分に勘定すること。

［水環境］

〈地下水〉

（１）地下水について、水路、サージタンク及び発電所建屋等の設置により流動経路が変化し、井戸水位の低下や湧水が枯渇する可能性がある。これに伴い、生活用水や農業用水等に必要な水量の確保への支障や生態系への影響が生じうることから、地下水及び湧水の状況並びに利用実態を十分に把握し、地下水の流動変化による影響について適切に調査を実施すること。

〈水質〉

（１）事業実施想定区域周辺は火山性地質が広く分布していることから、放水口等の位置、構造、形状及び運用方法によっては、長期濁水の発生や濁度上昇が生じる可能性がある。このため、設備計画の検討に当たっては地質特性を十分に考慮し、長期濁水の発生可能性について、計画の具体化に先立ち適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を設備計画に反映すること。

［動物・植物・生態系］

〈動物〉

（１）猛禽類について、特に、クマタカ、オオタカ及びサシバの生息及び繁殖の可能性を考慮した調査を実施すること。また、鳥類は季節によって確認される種が異なることから、四季を通じた調査を計画し、特に繁殖期における調査を適切に実施すること。

〈植物〉

（１）事業実施想定区域の熊本県側は広い山域となっていることから、植物の重要種の選定に当たっては、「レッドデータブックくまもと 2019」及び「レッドリストくまもと 2024」における分布情報を十分に確認し、小国町又は小国町を含む地域に分布が記載されている種を幅広く確認し、記載すること。

［文化財］

（１）埋蔵文化財について、配慮書に記載がないため、事業実施想定区域における埋蔵文化財の分布状況を確認し、方法書に適切に記載すること。

（２）事業実施想定区域内には国指定天然記念物に指定されている「阿弥陀スギ」、「下の城のイチョウ」や、小国町指定天然記念物に指定されている「北河内毘沙門天堂カヤ神木」、「鉾納社の欅」、「北里大社の欅」が存在するため、指定物の周辺は現状保護とするよう調整すること。

［その他］

（１）自然環境への影響や動植物の生態系に関する情報については、住民等や関係市町村に対し、積極的な情報公開や説明に努めること。

（２）事業実施想定区域の一部から下流部にかけては山地災害危険地区に指定されているため、開発の計画に当たっては、集中豪雨等による被害の防止対策について検討すること。